

第4回 未来を拓く新たな茨城づくり
調査特別委員会資料

3 新しい安心安全②

(2) 地域コミュニティの活性化

- ① 県民誰もが安心して移動できる、
生活に不可欠な地域公共交通
ネットワークの構築

(政策企画部)

令和7年7月2日(水)

＜総合計画における関連する指標＞

政策９ 安心して暮らせる社会

施策１ 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上

No	指標名	単位	現状値（注）	R 5 (2023)実績			目標値
			R 2 (2020)		達成率	評価	R 7 (2025)
38	コミュニティ交通の利用者数	万人	237	345	133%	A	336

注 計画策定時における直近の実績値

1 現状と課題

（１）地域公共交通の状況

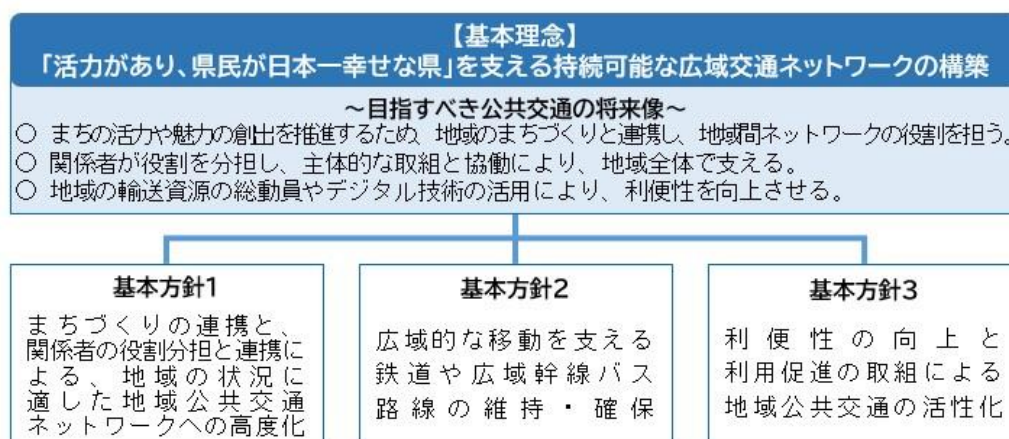
① 持続可能な地域公共交通ネットワークの考え方

人口減少・少子高齢化や運転手不足、生活様式の変化などにより、地域公共交通を取り巻く環境はますます厳しくなっている。また、日常の生活圏域は拡大していることから、市町村を跨いだ移動需要が増加しているなど、広域的な公共交通の維持・確保が必要となっている。

本県では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を支える持続可能な広域交通ネットワークの構築を目指し、令和５（2023）年８月に「茨城県地域公共交通計画」（※１）を策定し、市町村や交通事業者などの関係者と一丸となって、地域住民の移動手段の確保に取り組んでいる。

※１ 地域公共交通計画：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和２（2020）年１１月改正）に基づき地方公共団体が作成する地域公共交通のマスタープラン

（参考１）茨城県地域公共交通計画の基本理念と基本方針



出典：茨城県「茨城県地域公共交通計画」

② 「地域内」における公共交通の現状

ア 路線バス

県内の路線バス事業者は、令和７（2025）年３月３１日現在８社あり、平成14（2002）年の道路運送法改正に伴う需要調整規制の廃止^注以降、路線バスは、403系統、1,455kmが廃止となっているものの、令和５（2023）年３月３１日現在、1,431系統、6,085kmが運行され、県内全市町村をカバーしている。

注 路線バスの参入・退出規制の緩和により、事業への参入・退出が原則自由化され、不採算路線からの退出についても、従来の許可制から６ヶ月前までの事前届出制に変更された

イ コミュニティバス等

県内においてコミュニティバス・乗合タクシーのいずれかを運行している市町村は、令和 7 (2025) 年 3 月 31 日現在、42 市町村あり、このうちコミュニティバスが 23 市町、乗合タクシーが 32 市町村、いずれとも運行しているのは 13 市である。

ウ タクシー

県内のタクシー事業者は 446 社あり、福祉限定（※ 2）を含め、令和 6 (2024) 年 3 月 31 日現在、2,732 台の車両が運行されている。

※ 2 福祉限定：一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと

③ 「地域間」における公共交通の現状

ア 路線バス（地域間幹線系統）

路線バスのうち、国の地域公共交通確保維持改善事業の補助対象となる地域間幹線系統（※ 3）については、複数市町村間を運行していることや運行回数や輸送量などの要件が定められており、茨城県地域公共交通計画において 49 系統（令和 6 (2024) 年 6 月 27 日現在）が位置付けられている。

※ 3 地域間幹線系統：複数の市町村にまたいで運行されている広域バス路線で、国が定める一定の条件を満たすもの

イ 鉄道

県内において、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」）5 路線、首都圏新都市鉄道株式会社 1 路線、地域鉄道 4 社 5 路線が運行されている。

【JR 東日本（5 路線）】：常磐線、水戸線、水郡線、鹿島線、東北本線

【首都圏新都市鉄道株式会社（1 路線）】：つくばエクスプレス

【地域鉄道（4 社 5 路線）】：関東鉄道㈱ 常総線、竜ヶ崎線

鹿島臨海鉄道㈱ 大洗鹿島線

真岡鐵道㈱ 真岡線

ひたちなか海浜鉄道㈱ 湊線

（2）公共交通を取り巻く共通の課題

① モータリゼーションや人口減少による影響と課題

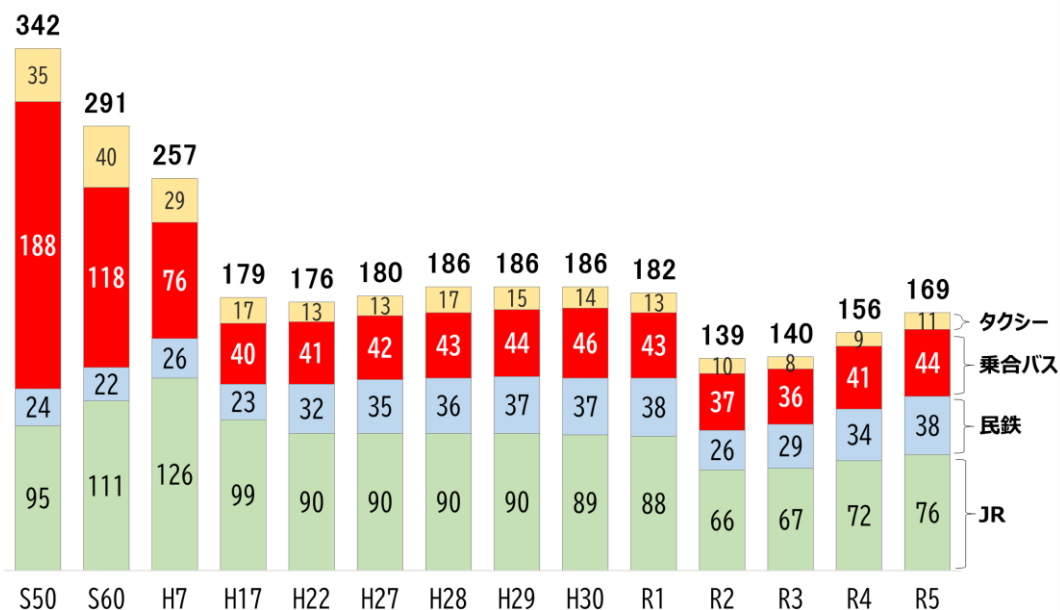
本県の公共交通の利用者数は、自家用車の普及や少子化の進展を背景に、令和 5 (2023) 年度には約 1.7 億人と、昭和 50 (1975) 年度から概ね半減しており、なかでも乗合バス利用者については、約 4 分の 1 まで減少している。

今後も人口減少とともに、高齢者の割合が増えることが予想されることから、移動手段の確保が必要となる交通弱者も増加が予想される。

このような背景のなか、地域公共交通を維持・確保していくためには、既存の路線バスや鉄道などを基軸として、地域の輸送資源を総動員し、地域社会の活力の維持・向上を図る観点から、まちづくり政策などとも連動させながら、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの形成・再編に取り組む必要がある。

(参考2) 茨城県の公共交通の利用者数の推移

(単位：百万人)



出典：国土交通省「旅客地域流動調査」

② コミュニティバス等の維持に係る課題

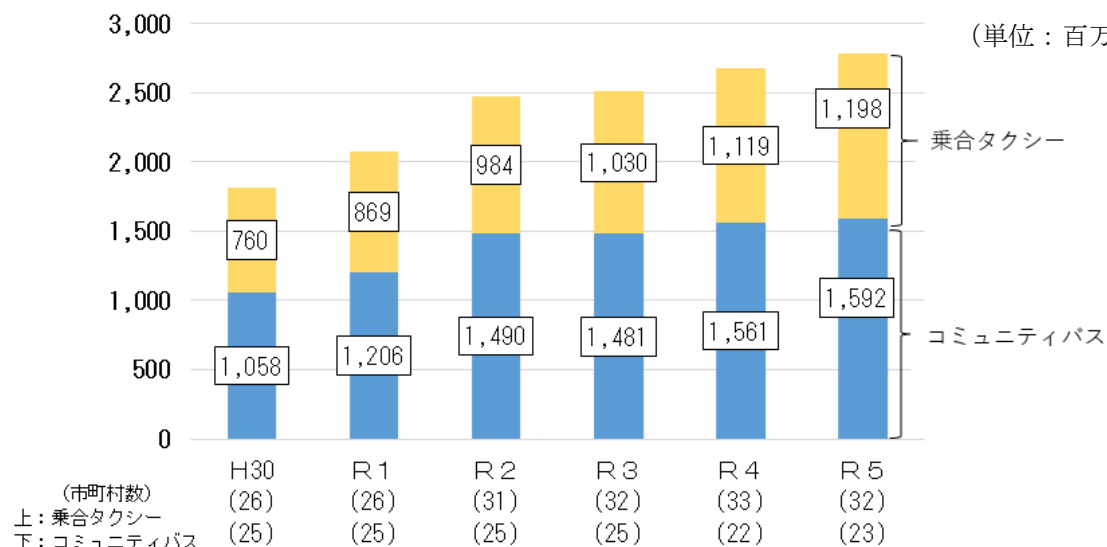
市町村が運行するコミュニティバスや乗合タクシーの導入件数は年々増加している。また、地域住民の移動手段を確保するためには、路線バスや鉄道によってカバーされない地域も補完する必要がある、コミュニティバス等に加え、自家用有償旅客運送（※4）などの新たなモビリティサービスの導入など、地域の実情に合わせた対応が必要となっている。

一方で、コミュニティバス等の運行区域や便数の拡大に伴い、運営主体となる市町村の財政負担の増加も課題となっており、地域の移動需要に対応した効率的な運行方法への見直しや、運賃以外の収入確保が求められている。

※4 自家用有償旅客運送制度：交通不便地域において、市町村等が自家用車を用いて提供する運送サービス

(参考3) 県内市町村が負担するコミュニティバス・乗合タクシー運行経費

(単位：百万円)



③ 運転手の減少

公共交通利用者の減少が続く中で、バス・タクシー運転手の労働環境は、第二種免許の取得が義務付けられていることに加え、全産業平均と比較し、低賃金・長時間労働となっている。さらに令和6(2024)年4月からバス・タクシー運転手の時間外労働や拘束時間に対する規制が強化されたこと(いわゆる「2024年問題」)に伴い、運転手不足が深刻化しバスの減便などの影響も出ていることから、事業者においては人材確保の取組が喫緊の課題となっている。

本県におけるバス運転士数は、毎年3～4%程度減少しており、令和6(2024)年度における乗合バス運転士は、令和元(2019)年度と比べ10.6%減少した。

なお、路線バス事業者の積極的な採用活動等により、令和5(2023)年度から令和6(2024)年度にかけては、11.3%増加した。

同様にタクシーの運転手数も減少傾向にあり、令和5(2023)年度における本県の運転手数は、令和元(2019)年度と比べ17.3%減少した。

このため、事業者においては、積極的かつ計画的な人材確保に加えて、デジタル化等の業務効率化による運行体制の確保が不可欠となっている。

(参考4) 労働時間及び年間所得額 (令和6(2024)年)

	バス	タクシー	全産業平均
労働時間	198 時間	190 時間	171 時間
年間所得額	461 万円	415 万円	527 万円

出典：国土交通省「令和7(2025)年版交通政策白書」

(参考5) バス運転士数の推移

(単位：人)

年度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 1→R 6 増減率	R 5→R 6 増減率
運転士数	1,501	1,464	1,399	1,353	1,205	1,341	▲10.6%	11.3%

出典：県内路線バス事業者からの報告

(参考6) タクシー運転手数の推移

(単位：人)

年度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 1→R 5 増減率
運転手数	3,135	2,903	2,750	2,658	2,601	▲17.3%

出典：全国ハイヤー・タクシー連合会(女性乗務員採用状況調査結果)

【参考】年齢階層別・都道府県別乗務員数)

④ 情報通信技術の発展・普及

バス・タクシー運送業においては、中小企業が多く投資余力が乏しいことから、帳簿等を紙で作成・管理している場合が多く、ICT(※5)機器の導入・活用の遅れが課題となっている。

公共交通においてもICTの活用により、利用者の利便性向上に加え、業務負担の軽減が労働時間の短縮に繋がることから、喫緊の課題である運転手等の人材不足への対応に有効である。

※5 ICT：情報通信技術(Information and Communication Technology)。ITとほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われる

⑤ 円滑な移動環境の確保に向けた課題

ア 旅客施設のバリアフリー化の状況

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」）の規定に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2（2020）年 国家公安委員会等告示第1号。以下「バリアフリー基本方針」）において、利用者数が1日3,000人以上である鉄道駅やバスターミナルといった旅客施設等に対して、令和7（2025）年度末の全国の数値目標として段差の解消や視覚障害者誘導ブロック等の設置を原則100%とすることが定められている。

本県において対象となる旅客施設は鉄道駅36駅であり、視覚障害者誘導用ブロックの設置目標達成率は、令和4（2022）年度末時点で全国の43.3%に対し72.2%と高い一方、案内設備の整備は全国の76.9%に対し50.0%と低い状況にある。

イ 車両等のバリアフリー化の状況

バリアフリー基本方針において、鉄道車両や乗合バス車両等に対して、段差の解消、運行情報提供設備^注の設置等の移動円滑化の整備目標などが定められており、令和7（2025）年度末に鉄道車両は70%、バス車両は80%の導入を目標としている。本県の令和4（2022）年度末の整備状況は、鉄道車両は全国平均56.9%に対し61.3%、バス車両は全国平均68.0%に対し76.5%となっている。

注 運行情報を文字等により表示する設備、及び音声により提供する設備

2 施策の方向性

（1）持続可能な公共交通ネットワークの形成

① 公共交通サービスの維持・向上に関する取組

ア 地域公共交通会議の設置

本県では、県及び県内すべての市町村において、地域特性に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保や利用者の利便増進を図るため、国、県、市町村、交通事業者、地域住民等で構成された地域公共交通会議を設置し、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行っている。

イ 公共交通の利用促進に向けた取組

公共交通の利用促進には、交通機関としての利便性の向上とともに、地域住民に公共交通を守り育てる意識を持ってもらうことが重要である。

a 茨城県公共交通活性化会議における取組

県や市町村、交通事業者、利用促進団体等で構成する「茨城県公共交通活性化会議」において、本県の地域公共交通の活性化対策を推進している。

【主な取組内容】

- ・ 公共交通マップの作成及び配布等交通事業者が行う啓発事業への助成
- ・ ショッピングモールでの車両展示等公共交通のPRイベントの開催
- ・ 中学3年生相当の生徒へのバスお試し乗車券付きリーフレットの配布
- ・ 地域鉄道4社連携による鉄道版御朱印「駅印」の販売 等

b JR水郡線における取組

県北山間部の基幹交通機関である水郡線の利用促進を図るため、県と沿線市町^{注1}で構成する「茨城県水郡線利用促進会議」において、事業者や学校との連携等による利用促進の取組を強化するとともに、令和6(2024)年度の全線開通90周年記念事業や茨城デスティネーションキャンペーンによる気運の高まりを継続的な利用促進に繋げていくため、水郡線及び沿線の魅力発信や誘客促進に向けた取組を実施している。

【主な取組内容】

- ・ 水郡線定期券利用者割引優待制度の導入等通勤・通学での利用促進
- ・ 沿線観光・集客行事等の連携等による利用促進
- ・ 福島県側協議会と連携した児童絵画展の開催
- ・ 高校生のアイデアを活かした車内装飾企画などによる水郡線及び沿線の魅力発信や人気コンテンツを活用した車両ラッピングによる誘客促進^{注2}等

注1 水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大子町

注2 水郡線利用促進事業（令和7(2025)年度県事業）

c ひたちなか海浜鉄道湊線における取組

市民のマイレール「市民鉄道」の意識高揚を柱に、湊線と連携した魅力あるまちづくりを推進するため、平成19(2007)年1月に地域住民で「おらが湊鐵道応援団」を組織し、自治会、商店街、各種団体、地元高校等と連携した鉄道利用促進活動を実施している。

また、湊線沿線地区の小中学校の統合により誕生した「ひたちなか市立美乃浜学園」の開校に合わせ、令和3(2021)年3月にアクセス駅となる美乃浜学園駅を開業させるなど、地域づくりと連携した取組を展開している。

【主な取組事例】

- ・ 那珂湊駅の観光案内所の運営
- ・ 商店街と連携した乗車特典サービスが受けられる乗車証明証の配布
- ・ SNSを活用した情報提供
- ・ 団報の発行、街歩きマップの作成・配布などによる情報提供 等

d 鹿島臨海鉄道大洗鹿島線における取組

地域の足である大洗鹿島線が、地域に愛される鉄道として存続していけるように、県及び沿線市町^注にて「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」を組織しており、鉄道事業者等の関係者と連携し、利用促進や沿線の環境整備に取り組んでいる。

【主な取組事例】

- ・ マイレール意識醸成のための沿線中学生への回数券配布
- ・ 鹿島アントラーズ及び水戸ホーリーホック仕様の時刻表作成
- ・ 沿線ボランティアグループによる駅前美化等環境整備への支援
- ・ B.B.BASE（BOSO BICYCLE BASE）（※6）と連携したサイクルトレインの実証実験

注 水戸市、鹿嶋市、潮来市、銚田市、大洗町

※6 B.B.BASE：JR東日本が所有する特別車両であり、自転車を解体せずそのまま車内に搭載可能なサイクルラックや、滑りにくいゴム床など、サイクルトレインに特化した仕様の車両

e 首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス（T X）における取組

T Xでは、令和 7（2025）年 4 月に開業以来初^注となる鉄道旅客運賃の上限変更認可申請を国土交通省に行い、令和 8（2026）年 3 月の改定を予定している。

少子化が進行するなか、小児普通旅客運賃や通学定期は据え置き又は値下げする予定とされており、子育て世代への負担軽減に取り組んでいる。

注 消費税率変更によるものを除く

ウ 公共交通維持に向けた支援

a バス路線の維持に向けた支援

バス事業者が厳しい経営環境にある中、地域住民の交通手段確保のため、県では、国や市町村と連携した地域間幹線系統に対する運行経費を支援しているほか、県北山間地域における廃止バス路線を代替運行する市町への運行経費の補助を実施するなど、生活バス路線の維持・確保を図っている。

（参考 7）路線バス維持確保に係る県の補助実績

（単位：千円）

年度 補助種別	R 4 (2022)		R 5 (2023)		R 6 (2024)		R 7 予算 (2025)	
	系統	補助額	系統	補助額	系統	補助額	系統	補助額
地方バス路線支援	40	151,810	41	186,252	37	150,175	42	198,130
生活交通支援事業費補助金	4	11,037	4	11,633	4	9,757	4	11,796
合 計	44	162,847	45	197,885	41	159,932	46	209,926

b 鉄道の安全輸送の維持に向けた支援

安全な鉄道輸送を確保するため、県では、前年度決算において経常損失を生じている地域鉄道事業者の旅客路線における線路、信号保安設備、車両の更新などの安全性向上に資する設備整備に対して、国及び沿線市町と協調しながら支援を行っている。

（参考 8）地域鉄道の安全輸送設備に係る県の補助実績

（単位：千円）

事業者 年度	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 予算 (2025)
関東鉄道(株)	6,198	12,019	11,576	11,016
鹿島臨海鉄道(株)	5,164	16,210	12,953	25,000
ひたちなか海浜鉄道(株)	54,871	32,546	36,767 注	36,767
真岡鐵道(株)	3,881	4,627	5,022 注	5,503
合 計	70,114	65,402	66,318	78,286

注 繰越事業のため交付申請額

② 担い手不足の改善

交通事業者においては、D X（※ 7）の活用による業務効率化の推進など運転手の負担軽減や労働環境の改善に向けた取組のほか、第二種免許取得支援、女性や外国人材といった多様な人材を含む幅広い世代への採用活動を展開するなど、新たな担い手の確保に向けた取組を進めている。

※ 7 D X：デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）。デジタル技術を活用して業務や組織、サービスを変革すること

ア 担い手の確保に向けた取組への支援

a 第二種免許取得支援

第二種免許取得に対しては、事業者に対する国の支援制度に加え、県が（一社）茨城県バス協会を通じて、大型・中型第二種免許取得費用の一部を補助している。

b 女性運転手の活用

男性に比べ数の少ない女性運転手の就職を促進するため、女性専用休憩室の設置など職場環境改善にかかる優良事例を収集し、県内事業者への周知や情報共有に努めていく。

c 外国人材の活用

外国人運転手の活用についても、運転免許試験の多言語対応に加え、在留資格の一つである特定技能制度への自動車運送業分野の追加（令和6（2024）年3月29日閣議決定）など様々な取組が進められていることから、事業者のニーズを踏まえつつ、これらの制度や事例の周知等に努めていく。

d バス運転士の採用広報に対する支援

令和7（2025）年度予算において、喫緊の課題であるバス運転士の確保に向け、交通事業者における採用広報に係る経費を支援している。

（参考9）バス運転士緊急確保事業の概要

事業名	バス運転士緊急確保事業
予算額	18,019千円
補助対象事業者	県内に営業所を有する乗合・貸切バス事業者のうち経営改善計画書を提出する事業者
補助対象経費	バス運転士の採用広報に係る経費
補助率	1／2
補助上限	10万円／事業者

イ 運転手の負担軽減や労働環境改善に向けた取組への支援

県では、令和6（2024）年6月補正において、乗合バス事業者に対してDXにより業務効率化を図るシステム等の導入経費を支援（一般乗合旅客運送事業者業務効率化支援事業）し、事業者の負担軽減や労働環境の改善に努めたほか、令和7（2025）年度予算においては、支援対象を拡大し、経営改善に取り組む交通事業者が行うDXを活用した業務効率化に係る取組を支援（公共交通DX・GXによる経営改善支援事業）し、経営効率化・経営力強化を図っている。

（参考10）一般乗合旅客運送事業者業務効率化支援事業の概要

予算額	20,000千円
補助対象事業者	県内に営業所を有する乗合バス事業者
補助対象経費	DXにより業務効率化を図るシステム等の初期導入経費
補助率	1／2（1事業者当たりの補助上限額2,000千円）
交付実績	4事業者 5,183千円

(参考 11) 公共交通DX・GXによる経営改善支援事業の概要

事業名	公共交通DX・GX（※8）による経営改善支援事業
予算額	369,940 千円
補助対象事業者	県内に営業所を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者、県内地域鉄道事業者のうち、経営改善計画書（※9）を提出する事業者
補助対象経費	DXによる業務効率化やGXのよる省エネ化に係る経費
補助率	1 / 2
補助上限	乗合バス：15 百万円／事業者 タクシー：6 万円／台 鉄 道：25 百万円／事業者

※8 GX：グリーントランスフォーメーション（Green Transformation）。化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心へ転換させる取り組み

※9 経営改善計画書：賃上げ、業務効率化、運賃改定等の実施計画や内容を盛り込んだ計画書

（2）地域特性に応じた交通サービスの最適化

利用者の利便性向上に加え、交通空白の解消など地域公共交通の維持確保に向け、地域公共交通におけるデジタル技術の活用及び新たな移動サービスの導入のための取り組みが進められている。

① デジタル技術を活用した業務効率化の支援

交通事業者においては、深刻化する運転手不足への対応として運行の効率化が不可欠となっており、地域公共交通におけるICTなどのデジタル技術の利活用を進める必要があることから、県ではDXにより業務効率化を図るシステム等の導入経費を支援している（参考 10 及び参考 11 のとおり）。

② AI デマンドバス・タクシー

ア 概要

AI（※10）を活用したデマンド交通（※11）の導入により、利用者からの予約に対し、リアルタイムで最適な配車を行うことが可能であり、利便性の向上や、効率的な運行、省人化が期待できる。

※10 AI：人工知能（Artificial Intelligence）。知的な機械。特に、知的なコンピュータープログラムを作る科学と技術

※11 デマンド交通：事前予約により利用需要に応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態

イ 県内の導入状況

県内の一部市町村では、路線バス・コミュニティバスや乗合タクシーにAIシステムを導入しており、効率的な運行により地域住民の移動の利便性向上を図っている。

県では、令和3（2021）年度から、新たな技術を活用して既存公共交通の補完や効率化に取り組む市町村に対して支援を行っている。

【取組事例】

- ・ AI デマンドバス 高萩市「My Ride のるる」（令和3（2021）年7月～）
中型バスを活用し、朝夕の定時定路線運行とアプリ等からの呼出に応じて運行するAI デマンドバスの運行を組み合わせ、効率的な運行を行っている。
- ・ AI デマンドタクシー 大子町「たくまる」（令和2（2020）年10月～）
町民や観光利用者等の移動支援として、スマートフォン等によりリアルタイムでの予約を可能とし、週末は夜間帯も運行するなど改善を図っている。

(参考 12) A I デマンド交通導入に対する県の支援実績 (単位 : 千円)

支援種別	年度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
公共交通空白 地域解消支援 事業 ^{注 1}	補助対象	大子町	大子町	大子町	-	-	-
	補助金額	456	3, 590	1, 657	-	-	-
新たな移動サ ービス導入等 支援事業 ^{注 2}	補助対象	-	-	高萩市	常陸太田市 高萩市	常陸太田市 日立市 石岡市 笠間市 常陸大宮市 行方市 五霞町	日立市 石岡市 常総市 常陸大宮市 東海村 五霞町
	補助金額	-	-	4, 698	2, 104	12, 669	11, 984

注 1 交通空白地域における自家用有償旅客運送等の導入支援事業 (H28(2016)～R 2 (2020)) (最大 3 年間補助)

注 2 新たにデマンドタクシー等のコミュニティ交通を導入する場合の立上げ支援事業 (R 3 (2021)～) (最大 2 年間補助)

ウ 高齢者利用への配慮や運賃以外の収入確保に向けた取組事例

県内外において、高齢者が利用しやすい環境づくりや運賃以外の収入確保に向けた取組が進められていることから、県内市町村に対し、これらの事例の周知、情報共有に努めていく。

(参考 13) 県内の取組事例

市町村	概 要
大子町	町民を対象に、A I デマンドタクシーのWEB 予約方法等のスマートフォン教室を開催
鹿嶋市	デマンド型乗合タクシーの乗降場所において、停留所を登録する市内商業施設等から登録料を徴収し、運賃以外の収入を確保

③ 交通空白地における自家用有償旅客運送制度

ア 概要

バス事業者やタクシー事業者によるサービス提供が困難な地域において、市町村やN P O 法人等が主体となり、地域住民、観光客その他の来訪者の運送を行う制度である。

自家用有償旅客運送制度 (いわゆる「公共ライドシェア」) は、平成 18(2006) 年 10 月に創設され、過疎地域等において導入されてきたが、年々深刻化を増す移動手段の不足に対応するため、令和 5 (2023) 年度以降に順次制度の見直しが行われており、交通空白地の概念の変更や、料金の上限見直し等が進められた。

イ 県内の導入状況

日立市、常陸太田市、稲敷市、五霞町の 4 市町 5 地区では、自家用有償旅客運送が導入されている。県では、平成 28 (2016) 年度から自家用有償旅客運送に新たにに取り組む市町村に対して支援を行っている。

(参考 14) 県内の自家用有償旅客運送の実施状況

市町村	実施地区	運行主体	運行開始	R 5 (2024) 年度 輸送人員(人)
常陸太田市	旧里美地区	常陸太田市商工会	H17(2005). 10	64
五霞町	町内全域	五霞町社会福祉協議会	H18(2006). 10	962
日立市	中里地区	NPO法人助け合いなかさと	H20(2008). 10	3,785
常陸太田市	旧水府地区	高倉地域づくりの会	H29(2017). 6	216
稲敷市	旧あずま地区	稲敷市(あずまコミュニティバス)	R 2 (2020). 4	1,129
城里町	町外の総合病院 8 か所への移動	城里町社会福祉協議会	R 6 (2024). 10 (実証)	-
つくば市	筑波山エリア	つくば市	R 7 (2025). 1	-
つくば市・ 土浦市	桜ニュータウン 及び天川団地を 含む周辺地区	つくば市、土浦市		-
下妻市	市南部エリア	下妻市		-
牛久市	市内全域 ^注	牛久市		-

注 牛久市の市街化調整区域に自宅又は実家がある者のみ利用可能

(参考 15) 県の自家用有償旅客運送の導入に対する支援実績等 (単位：千円)

支援種別	年度	H28 (2016)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 6 (2024)
公共交通空白地域 解消支援事業	補助対象	常陸太田市	稲敷市	稲敷市	稲敷市	-
	補助金額	1,164	2,149	2,845	2,169	-
新たな移動サービス 導入等支援事業	補助対象	-	-	-	-	城里町
	補助金額	-	-	-	-	2,956

④ 自家用車活用事業

ア 概要

令和 6 (2024) 年 3 月に、タクシー事業の一環として、一般の車両やドライバーを活用する自家用車活用事業 (※12) (いわゆる「日本版ライドシェア」) が創設された。事業実施にあたっては、原則、国土交通省が配車アプリデータ等に基づき対象地域等を指定し、タクシー事業者の管理の下、有償で運送サービスが提供される。

※12 自家用車活用事業：一般ドライバーが自家用車を活用して、他の利用者と座席をシェアしながら運送する相乗りサービス

イ 県内の導入状況

茨城運輸支局は、令和 6 (2024) 年 5 月、水戸県央交通圏^{注1}のタクシー事業者からの申し出により当該交通圏における週末夜間^{注2}での自家用車活用事業に係る意向調査を実施した結果、8 社が許可を受け、同年 7 月から運行を開始している。また、令和 6 (2024) 年 9 月には、県南交通圏^{注3}のタクシー事業者からの申し出により、当該交通圏における意向調査を実施した結果、11 社が許可を受け、11 月から運行を開始している。

注 1 ひたちなか市、水戸市、笠間市、那珂市、東海村、大洗町、茨城町

注 2 金曜日、土曜日の 16 時台～翌 5 時台

注 3 石岡市、つくば市、土浦市、牛久市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、小美玉市、阿見町、美浦村、河内町、利根町

⑤ 交通空白解消に向けた更なる支援

国土交通省では、全国各地において、地域住民や来訪者がタクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェア、公共ライドシェアを使えない「交通空白」の状態を早急に解消するため、令和6(2024)年7月に「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）を立ち上げ、自治体^注、交通事業者、企業等の連携・協働体制を構築し、実効性かつ持続可能性のある取組を全国規模で推進している。

注 本県では日立市、大洗町、水戸市、土浦市、大子町、坂東市、潮来市、常陸大宮市、つくば市、稲敷市、茨城町、五霞町、美浦村、行方市、龍ヶ崎市が会員（令和7(2025)年3月14日現在）

（３）誰もが利用しやすい移動環境の確保

① 交通事業者におけるバリアフリー化の取組

バリアフリー法の改正に伴い、令和元(2019)年度より一定規模以上の公共交通事業者等は、毎年度、バリアフリーに関するハード・ソフト取組計画の作成・公表及びその取組状況等を報告・公表することが義務づけられており、当該計画に基づき、各事業者において計画的なバリアフリー化が進められている。

（参考 16）本県における移動等円滑化取組計画書の公表対象事業者

事業種別	事業者名
鉄 道	J R 東日本、首都圏新都市鉄道（株）、関東鉄道（株）
乗 合 バ ス	関東鉄道（株）、茨城交通（株）、ジェイアールバス関東（株）、朝日自動車（株）、関鉄グリーンバス（株）

② 国におけるバリアフリー化の支援

国土交通省では、市町村に対して移動等円滑化促進方針（マスタープラン（※13））やバリアフリー基本構想（※14）の策定に必要な経費や、事業者に対して施設の段差解消、ノンステップバス等の導入経費の補助を行い、バリアフリー化を促進している。

※13 移動等円滑化促進方針：旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの

※14 バリアフリー基本構想：

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画

③ その他公共交通に関する取組

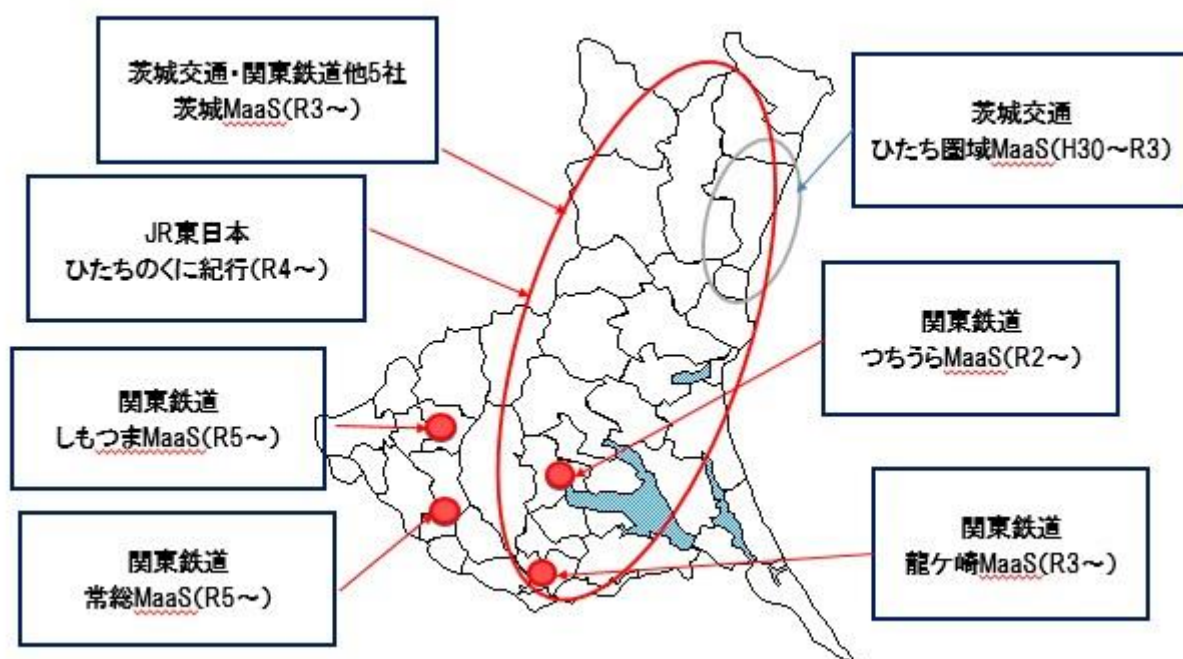
ア M a a S（※15）（マース：Mobility as a Service）に関する取組

本県では交通事業者が主体となってM a a Sを推進しており、6つのエリアにおいて、アプリ開発や企画乗車券の発売などの取組が実施されてきた。

これらの取組の結果については、事業者、市町村、県等により構成する協議会において、M a a Sの導入が公共交通の活性化や利便性の向上に繋がるよう、課題や採算性、有用性等を十分に検証し、運行方法の改善等に反映している。

※15 M a a S：地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応し、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス

(参考 17) 県内におけるM a a Sの導入状況



イ 自動運転に関する取組

自動運転は、交通事故の削減や高齢者等の移動手段の確保、ドライバー不足の解消など社会的意義が大きい一方で、技術的難度が高く、その実現のためには様々な制度やインフラの整備も必要であるなど課題も多く、官民一体となった取組が求められている。県では、自動運転の実施に対する財政支援のほか、実証運行の協議体に委員として参画するなど助言を行っている。

(参考 18) 県内自動運転バス実施状況

実施主体	延長／区間	実証・営業の別	運転レベル
常陸太田市	1.5 km／フォレストモール常陸太田～常陸太田市役所	R 6 (2024). 2～実装（無償） R 6 (2024). 2（貨客混載）	2
つくば市外 7 者	約 10 km（循環）／つくば駅～筑波大学	R 7 (2025). 1 実証（無償）	2
境町	①往復約 8 km／道の駅さかい～猿島コミュニティセンター ②往復約 8 km／道の駅さかい～高速バスターミナル ③往復約 8 km／パワーセンター境店～高速バスターミナル	R 2 (2020). 11～①実証 R 3 (2021). 8～①拡充、 ②新設 R 4 (2022). 7～①拡充 R 7 (2025). 2～③新設 （いずれも無償）	2
茨城交通外 6 者 （ひたち BRT）	6.1 km／河原子 BRT～南部図書館	R 6 (2024). 11～ R 7 (2025). 1（試験） R 7. 2～営業（有償）	4
日立市外 2 者 （一般道）	約 4.2 km／大甕駅及び日立おさかなセンター周辺	R 6 (2024). 9～ R 7 (2025). 3 実証（無償）	2

ウ ひたち共創プロジェクトの取組

日立市と日立製作所は、令和5(2023)年12月、デジタル技術を活用したスマートシティ実現に向けた共創プロジェクトの包括連携締結に基づき、「グリーン産業都市」、「デジタル医療・介護」、「公共交通のスマート化」に取り組んでいる。

「公共交通のスマート化」では、市が抱える公共交通の課題等を踏まえ、令和17(2035)年の「日立市の公共交通の将来像」を目標として目指すべき10のシーンを示し、高齢者向け次世代モビリティやMa a Sアプリの検討・設計などが盛り込まれている。

エ 新たな交通ネットワーク構築に関する取組

a TXの延伸

TX土浦延伸により、つくばー土浦間の約10kmを結ぶことで、TXの整備効果を県内全域に波及させ、つくばと水戸の二大都市圏を中心に各地域との経済・交流拡大による繋がりを強化することで、本県の将来に向けた経済発展を目指すとともに、鉄道ネットワークの構築により、災害など輸送障害発生時の広域的なリダンダンシー(※16)確保を図る。

さらに、交通政策審議会答申第198号(平成28(2016)年)において、国際競争力の強化に資するプロジェクトとして位置付けられているTX東京延伸と一体的に実現することで鉄道ネットワークの効果が高まり、更なるリダンダンシーの強化や社会的・経済的効果の最大化が期待される。

※16 リダンダンシー：災害等による輸送障害時に備えた予備の交通手段

b 地下鉄8号線の延伸

交通政策審議会答申第198号(平成28(2016)年)において、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして位置付けられている地下鉄8号線の延伸(押上～野田市)について、八潮～野田市間の整備検討が進められており、野田市からさらに本県の県西南部地域への延伸整備することで、都心への速達性、利便性が向上し、まちの魅力創出や経済活動の活性化等が図られることが期待されている。

c ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸

ひたちなか市では、市民の利便性向上や、沿線地域の活性化を図るため、ひたちなか海浜鉄道(株)と連携し、湊線の延伸(阿字ヶ浦駅～国営ひたち海浜公園西口ゲート付近)を計画している。延伸により、国営ひたち海浜公園へのアクセス向上、新駅付近へ進出する企業への通勤輸送力向上、阿字ヶ浦区画整理地区への輸送手段の確保などの効果が期待されている。

3 今後の対応・改善の方向

既存の地域公共交通サービスの改善・充実や利用促進はもとより、地域の特性やニーズ、まちづくりに合わせて新たなモビリティサービスの導入や交通ネットワークの構築を図り、交通サービスの最適化に努めていく。

また、交通事業者等が取り組むバリアフリー化の取組状況等を勘案しつつ、支援ニーズを把握しながら鉄道駅や車両等のバリアフリー化を促進し、誰もが利用しやすい移動環境の確保に努めていく。

さらに、地域公共交通へのデジタル技術の導入について、今後も技術の進歩や社会の変化に応じて、最新の動向を注視し、県内外の先進的な事例について周知していく。

引き続き、県及び市町村を中心に、交通事業者や住民をはじめ地域の関係者が一体となって持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るとともに、県民誰もが安心して移動できる、生活に不可欠な地域公共交通の維持・確保に取り組んでいく。

第4回 未来を拓く新たな茨城づくり
調査特別委員会資料

3 新しい安心安全②

(2) 地域コミュニティの活性化

② 新たな地域コミュニティ

(県民生活環境部、教育庁、政策企画部)

令和7年7月2日(水)

＜総合計画における関連する指標＞

政策９ 安心して暮らせる社会

施策１ 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上

No	指標名	単位	現状値（注１）	R 5（2023）実績			目標値
			R 2（2020）		達成率	評価	R 7（2025）
39	NPO法人等と企業が連携した地域貢献活動（事業）数	件	0	68 注２	104%	A	150 注３
40	県内の地域活動団体数	件	252 ～R 3（2021）累計	303 注４	101%	A	350 ～R 7（2025）累計

注１ 計画策定時における直近の実績値

注２ 令和４（2022）年度～令和５（2023）年度累計

注３ 令和４（2022）年度～令和７（2025）年度累計

注４ ～令和５（2023）年度累計

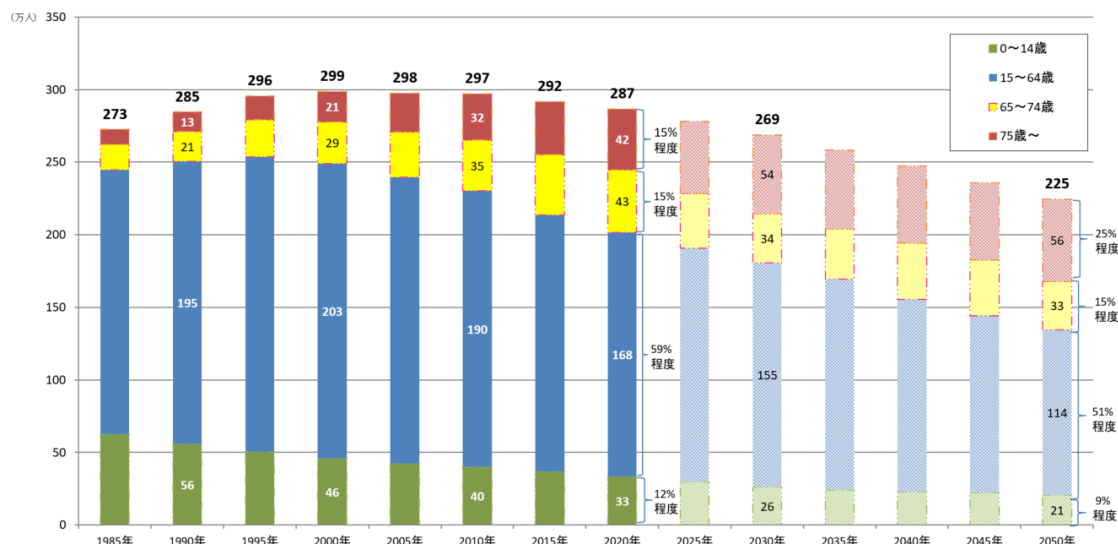
１ 現状と課題

（１）人口減少による影響

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本県の人口は今後も減少が続くと見込まれ、令和２（2020）年の287万人から、令和32（2050）年には225万人（▲21.7%）まで減少すると推計されている。

また、少子高齢化や単身世帯の増加、ライフスタイルの変化等により、地域の連帯感や人間関係の希薄化が進む中で、防災・高齢者・子ども見守りなど多様なニーズへの対応が求められている。

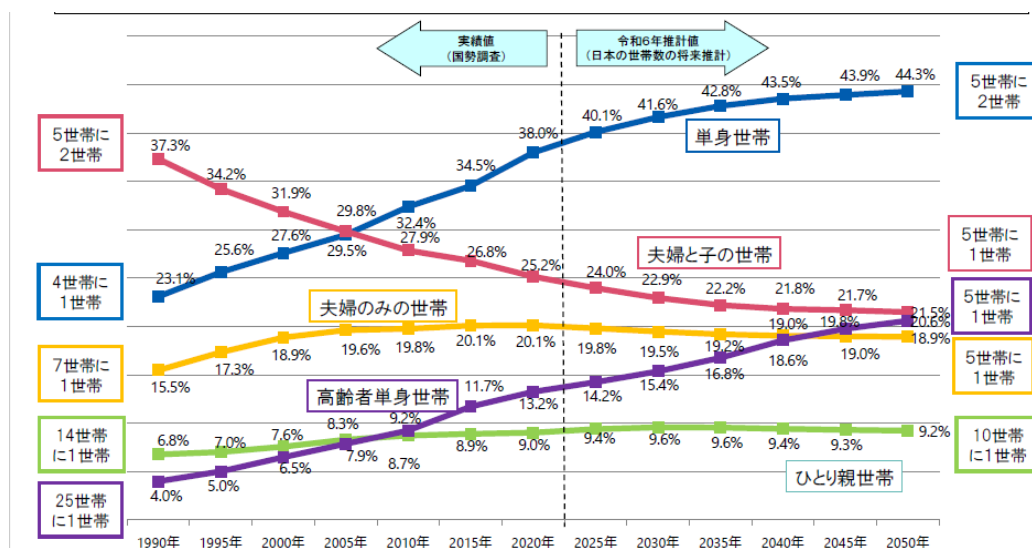
（参考１）「日本の地域別将来推計人口」における本県の将来人口の推移



注 単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：令和２（2020）年以前は「国勢調査」、令和７（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」令和５（2023）年推計

(参考2) 世帯構成の推移と見通し



出典：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推移）（令和6（2024）年推計）」

(2) 地域コミュニティの現状・課題

少子高齢化の進展による人口減少や社会情勢の急激な変化などに伴い、地域課題も複雑かつ多様化し、行政のみでは十分に対応しきれない課題が増大しており、これまで以上に「共助（※1）」という考え方が重要となっている。

地域の抱える課題に対応できるよう、NPO（※2）、生涯学習ボランティア（※3）の活動を支援するとともに、地域おこし協力隊等の地域外の人材の受け入れを通じ、共助による地域の活性化を図っている。

※1 共助：多様な主体が、互いに支え合い、ともに課題を解決すること

※2 NPO：

「NPO (Non Profit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち、「NPO法人（特定非営利活動法人）」とは、「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」に基づき法人格を取得した団体をいう

※3 生涯学習ボランティア：

自身の知識や技術を地域の課題解決に繋げていくボランティア活動。例として、学校行事や通学路安全見守り等の「学校支援ボランティア」、地域の環境整備や子どもの居場所づくり等の「地域支援ボランティア」等がある

① 県内におけるNPO法人の状況

県内のNPO法人認証数については、過去4年間で横ばいの状況である。

(参考3) NPO法人認証数の推移

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
茨城県	876 法人	867 法人	864 法人	854 法人
全国	50,780 法人	50,351 法人	49,941 法人	49,488 法人

出典：内閣府NPOホームページ「認証・認定数の推移」

令和5(2023)年度に県が実施したNPO法人に対する調査では、組織運営の課題として人材確保や資金面に課題を感じるNPO法人が8割近くあり、これらの支援が求められている。

(参考4) NPO法人の主な組織運営の課題

①人材の確保 や教育	②後継者の 不足	③収益源の 多様化	④組織の事業 運営力の向上	⑤一般向け 広報の充実
37.5%	24.4%	16.5%	11.9%	5.1%

出典：令和5(2023)年度 茨城県内市民活動団体実態調査

② 生涯学習ボランティアの状況

県生涯学習センターのボランティアコーディネーターが、県生涯学習ボランティア総合サイト「スマイルステーション」等において、ボランティア活動をコーディネートし、ボランティアの派遣を行っている。

県民のボランティアへの参画を促進するには、その前提となるボランティア研修等を充実させていく必要がある。

(参考5) 県生涯学習センター等のボランティア派遣人数

年 度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
人 数	6,213 人	5,925 人	6,283 人	6,746 人

③ 地域おこし協力隊の状況

地域外の人材を積極的に受け入れて、地域おこし協力隊として委嘱しており、経験やスキルを活かして、地域行事やイベントの応援、地域ブランドや地場産品の開発、移住者受け入れ促進、住民の生活支援など、地域力の維持・強化に直接資する地域協力活動に従事している。

地域の抱える課題の解決に適した人材を確保するとともに、隊員が活動しやすいサポート体制の整備を行う必要がある。

(参考6) 県内地域おこし協力隊員数の状況（総務省調査）

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
県	21 人	20 人	26 人	33 人
市町村	87 人	107 人	134 人	144 人
計	108 人	127 人	160 人	177 人
受入市町村数	23 市町村	25 市町村	28 市町村	29 市町村

2 施策の方向性

(1) NPO活動等に対する支援

共助による新しい茨城の実現に向けて、県民、NPO、企業等多様な主体が連携しながら、地域の課題に挑戦できる環境づくりを進めるため、各種施策を総合的に推進していく。

① 企業と連携したNPO支援

企業とNPOが連携して取り組む地域課題解決に向けた活動を促進している。
(県は企業の寄付金と同額をNPOに助成、1口10万円)

(参考7) 企業連携型NPO活動支援事業実績 (R4(2022)年度開始事業)

年 度	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
寄付協力企業数	11 社	15 社	21 社
支援事業数	30 事業	38 事業	41 事業

② 地域活動団体への支援

NPOやボランティア団体など、地域で活動する団体を支援するため、団体が抱える課題を解決するためのセミナーや、同じ地域で活動する団体や個人がともに地域の未来について語り合う市民会議を開催している。

(参考8) 市民活動団体支援事業実績 (令和6(2024)年度)

- ・ 県内NPOの課題解決のための研修 (全2回) のべ29人参加
- ・ 市民活動支援セミナー (全2回) のべ72人参加
- ・ 市民会議の開催 (全3回) のべ34人参加

③ 「チャレンジいばらき県民運動」の推進

地域の困りごと解決など社会の新しい力になりたいと考える方々の活動プランを募集、表彰することで、独自性の高い社会貢献活動を促進しているほか、助け合いの精神に基づき、「はじめの一步」を踏み出したい方々を対象としたセミナーや交流会を実施し、新たな活動へのチャレンジを後押ししている。

(参考9) いばらきチャレンジアワード2024 結果 (応募総数24)

団体名等	活動プラン名
<茨城県知事賞> 特定非営利活動法人 ただいま	～令和版「駆け込み寺」を目指して～ 地域全体で子どもを見守り、子育てを支える居場所の運営活動

(参考 10) 社会活動デビューセミナー／交流会実績 (令和 6 (2024) 年度)

開催年月	出席数	内 容 (テーマ)
令和 6 (2024). 8	53 人	子どもや若者と地域をつなぐ
令和 6 (2024). 11	33 人	オープンな人間関係構築の極意
令和 6 (2024). 11	33 人	生き方の一部としての女性の働き方
令和 7 (2025). 2	36 人	地域企業として取り組む地域活性化

④ 「交流サローン」の運営

NPOやボランティア団体などの社会貢献活動支援のため、必要な情報の収集・提供、交流の場の提供、設備・機器の提供、相談事業を実施している。

(設置場所：茨城県三の丸庁舎 2 階 水戸市三の丸 1-5-38)

(参考 11) 交流サローン利用状況

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
利用者数	4,040 人	5,060 人	5,239 人	6,249 人

(2) 生涯学習ボランティアの育成・活性化

地域社会に貢献できる人材を育成するため、ボランティアの基礎や実践について学べる養成研修を、各県生涯学習センターにおいて実施している。

(参考 12) 県生涯学習センターにおけるボランティア研修参加者数

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
ヤングボランティア 養成研修 (中高生等向け講座)	1,251 人	1,041 人	970 人	1,100 人
ボランティア 養成研修 (一般向け講座)	251 人	421 人	250 人	354 人

(3) 地域おこし協力隊への支援

地域おこし協力隊員を対象としたスキルアップ研修や隊員間の交流、自己活動への気づきを促す座談会を開催するほか、隊員を受け入れる市町村職員向けの制度概要や隊員募集に係る研修などを実施している。

(参考 13) 地域おこし協力隊・市町村職員向け研修実施状況

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
実施回数	6 回	5 回	6 回	4 回
参加者数	116 人	107 人	99 人	112 人

3 今後の対応・改善の方向

複雑化・多様化する地域課題に対応するため、NPOや地域活動団体の運営基盤の強化や、地域で活動するボランティアの育成、地域おこし協力隊などの地域外の人材の活用など、地域を支える多様な担い手づくりに取り組む。

第4回 未来を拓く新たな茨城づくり
調査特別委員会資料

3 新しい安心安全②

(2) 地域コミュニティの活性化

③ 安心して暮らせる地域社会づくり

(福祉部)

令和7年7月2日(水)

1 現状と課題

(1) 支え合いの地域づくり

急速な少子高齢化や家族形態の変化、個人の価値観の多様化に伴い、地域社会のつながりが希薄化しており、高齢者の社会的孤立など地域の中で支え合う力が低下してきていることから、住民や地域で活動する多様な主体が互いに連携し、支え合う仕組みを強化していくことが求められている。

【高齢者数の状況】

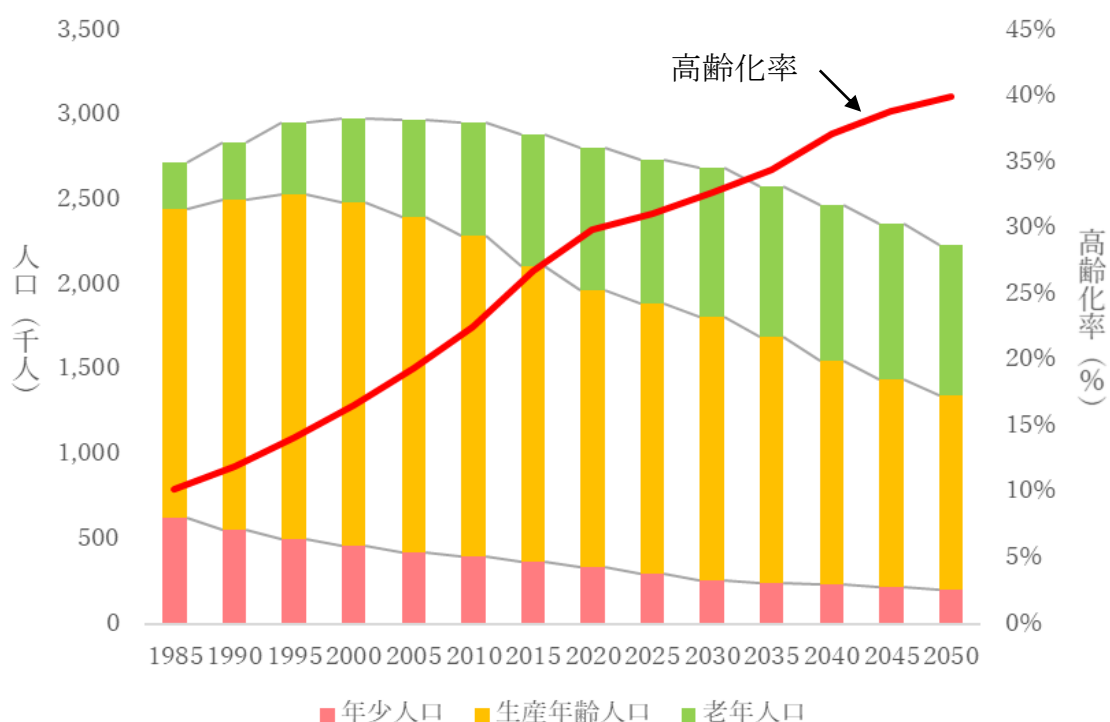
本県の人口は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在約 279 万 6 千人で、平成 12 (2000) 年の約 298 万 6 千人をピークに減少に転じており、令和 32 (2050) 年には約 224 万 5 千人まで減少すると見込まれている。

一方、高齢者人口は増加し続け、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在の本県の高齢者 (65 歳以上) 人口は約 85 万 2 千人、総人口に占める高齢者の割合 (高齢化率) は 31.1% となり、本格的な超高齢社会が到来している。また、令和 32 (2050) 年には、高齢化率は 40.0% に達すると見込まれている。

さらに、高齢者単独世帯についても、年々増加しており、高齢者世帯に占める単独世帯の割合は、令和 32 (2050) 年に 41.7% に達すると見込まれている。

今後の高齢化の進展とこれを支える担い手の減少に備え、互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりを推進する必要がある。

(参考 1) 本県の人口・高齢化率の推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和 5 (2023) 年推計)

(参考 2) 本県の世帯数の将来推計 (単位：千世帯、%)

年度		R 12 (2030)		R 22 (2040)		R 32 (2050)	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯		1, 251	－	1, 202	－	1, 110	－
高齢者世帯		527	42. 1	559	46. 5	554	49. 9
内 訳	単独世帯	189	35. 9	223	39. 9	231	41. 7
	夫婦のみ	161	30. 6	157	28. 1	152	27. 4
	親・子のみ	128	24. 3	129	23. 1	121	21. 8
	その他一般	48	9. 1	50	8. 9	49	8. 8

注 表示単位未満四捨五入の関係で、高齢者世帯の合計と内訳が一致しない場合がある

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（令和 6（2024）年推計）

(2) 障害者数の状況

本県の障害者手帳の所持者数は、平成 26(2014)年度末の約 12 万 6 千人に対し、令和 6（2024）年度末で約 14 万 4 千人となっており、年々増加している。

障害の種類別には、身体障害者数は減少している一方、知的障害者数（療育手帳所持者）・精神障害者数は増加しており、特に精神障害者数は、平成 26(2014)年度末比で、約 2.1 倍に増加している。

このため、障害者が安心して自分らしく暮らせる地域社会を作っていくことが必要である。

(参考 3) 本県の各年度末現在障害者手帳所持者数

年度	H26 (2014)	R 1 (2019)	R 6 (2024)
身体障害者手帳	92, 573 人	89, 154 人	87, 899 人
療育手帳（知的障害者）	20, 534 人	24, 144 人	27, 951 人
精神障害者保健福祉手帳	13, 362 人	19, 850 人	28, 439 人
合計	126, 469 人	133, 148 人	144, 289 人
県人口	2, 911, 036 人	2, 858, 164 人	2, 795, 677 人
障害者手帳所持者の割合	4. 3%	4. 7%	5. 2%

注 県人口は、各年度末の翌日 4 月 1 日時点

(3) 新たな福祉課題への対応

ヤングケアラーやひきこもりなど、地域の中で孤立した世帯が複合的な福祉課題を抱えており、その解決には特定の福祉分野だけでなく、多くの関係者が協力して対応していくことが求められている。

このため、地域の関係者が連携して解決していく体制づくりが必要となっている。

(4) 人口減少による影響

急速な人口減少等により、地域における支え合い機能が低下し、高齢者や障害者など支援が必要とされる方々をはじめ、住民の日常生活の維持に課題が生じることが懸念される。このため、公助だけでなく、住民同士が互いに支え合う「共助」の機能の強化に向け、地域住民をはじめ、多くの関係者や団体等が地域課題の解決に主体的に取り組み、参加し、支え合う地域社会づくりを推進する必要がある。

また、福祉現場を支える人材の不足が深刻さを増していることから、福祉サービスを支える担い手の安定的な確保を図る必要がある。

2 施策の方向性

(1) 支え合いの地域づくり

地域の見守りやボランティア活動の活性化などにより、住民同士が支え合う「共助」の機能の強化を推進するとともに、福祉サービスの担い手の確保を図る。

① 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、独居の高齢者や子育て家庭などを訪問し、各種相談や援助活動、福祉サービス支援を行う機関へつなぐ役割を担い、地域における孤独・孤立、家族のつながりの希薄化など社会構造が変化する中で重要性が高まっている。このため、その活動が適切に行われるよう支援するとともに、なり手の確保を促進する。

- ・ 県広報紙やSNSなどの各種広報媒体を活用した広報啓発
- ・ 県内企業に対するメールマガジンを活用した民生委員活動への理解促進
- ・ 民生委員・児童委員に対する各種研修の実施
- ・ 仕事と民生委員活動が両立しやすい環境づくりのため、ICTの積極的な活用の働きかけ

② ボランティア活動の活性化・災害ボランティア活動の推進

ボランティア活動の活性化を図るため、県ボランティアセンターを中心に、広報・啓発活動やボランティアの育成などを推進していく。

また、災害時に迅速かつ適切に被災者支援が行われるよう、災害ボランティア活動を推進していく。

- ・ 県ボランティアセンターにおいて、ホームページやSNS等を活用し、ボランティアに関する情報を発信し、育成・支援を実施
- ・ 市町村社会福祉協議会のボランティア担当職員などを対象に、ボランティアコーディネーション力の向上を図る研修会を開催
- ・ 「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」に基づき、災害時に迅速かつ適切な被災者支援を実施するため、平時から、特設Webサイト「災ボラSTANDBY（スタンバイ）」による情報発信や、災害ボランティア登録の推進、災害ボランティア活動基金を活用した資機材の整備、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練などを実施

③ 福祉サービスの担い手の確保等

福祉人材の安定的な確保を図るため、若年層から中高年齢層、シニア層、外国人材など幅広く人材の参入を促進し、地域の福祉サービスの維持・向上につなげていく。

- ・ 県福祉人材センターを中心に、無料職業紹介や就職説明会、広報啓発活動などを実施
- ・ 福祉施設職員のスキルアップのための研修や、シニア層などの介護未経験者を介護助手として養成するための研修を実施
- ・ 福祉施設職員の処遇改善を図るため、事業者向けセミナーの開催等を通じて、介護報酬等の処遇改善加算の取得を促進
- ・ 福祉現場における職員の負担軽減や省力化等を図るため、ＩＣＴ機器等の介護テクノロジーの導入を支援

(2) 障害のある人も暮らしやすい社会づくり

障害者が地域社会において安心して自分らしく暮らせるよう、障害福祉サービスの充実を図りつつ、就労機会の拡大に取り組むとともに、スポーツ・文化芸術活動に参加できる機会を創出し、社会参加を促進していく。

① 障害者の就労機会の拡大

ア 一般就労（※１）の促進

障害者が自立した社会生活を営み、安定した生活が送れるよう、障害者就業・生活支援センター（※２）事業の実施により、茨城労働局をはじめとする関係機関と連携した就労支援、就職後の定着支援及び生活支援を推進していく。

※１ 一般就労：労働基準法及び最低賃金法に基づく通常の雇用関係による企業への就労

※２ 障害者就業・生活支援センター：就労に課題のある障害者に対し、就業とそれに伴う生活上の支援を一体的に実施する機関

イ 福祉的就労（※３）の促進

就労継続支援Ｂ型事業所（※４）で働く障害者が自立した生活ができるよう、県共同受発注センター（※５）の活動強化、県・市町村における優先調達（※６）の推進、事業所における経営意識向上の働きかけ及び発注単価の高い農福連携による農作業の受注などの施設外就労の促進により工賃向上を図る。

※３ 福祉的就労：一般就労が困難な障害者のために福祉的な観点で配慮された環境での就労のことで、最低賃金は保障されない

※４ 就労継続支援Ｂ型事業所：就労を希望する障害者に生産活動や就労機会等を提供する事業所で、雇用契約を結ばない

※５ 県共同受発注センター：障害者の工賃向上の観点から、企業等での就労が困難な障害者が働く施設等において安定的な仕事の確保を図るため、複数の施設が共同で仕事の受注等を行うことを目的とした窓口

※６ 優先調達：障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、国や地方公共団体・独立行政法人等が、障害者就労施設等から物品及び役務の調達を行い、需要の増進、受注機会の拡大等を行うこと

(参考4) 障害者の工賃実績の推移

年度	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
茨城県	14,349 円	15,201 円	15,726 円	19,882 円
全国平均	15,776 円	16,507 円	17,031 円	23,053 円

注 令和5(2023)年度実績より算定方法が変更されている

② 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興

障害者が健康で豊かな生活が送れるよう、県障害者スポーツ大会や文化祭を開催して、障害者の様々な活動への参加意欲を高め、自立や社会参加を促進していく。

(参考5) 県障害者スポーツ大会の参加者数

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
参加者数	—	519 人	1,181 人	1,479 人

注 令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部競技を中止

(参考6) ナイスハートふれあいフェスティバルの美術展作品数

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
美術展作品数	328 点	310 点	374 点	459 点

③ 精神保健の充実

精神障害者の地域移行・地域定着を推進するとともに、精神疾患や精神障害のある方が、安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるため、市町村や社会福祉協議会、民間支援組織と連携しつつ相談・支援体制の充実を図るとともに、グループホーム等の居住支援の場の整備を促進する。

(参考7) 1年以上長期入院者数

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
入院者数	3,861 人	3,678 人	3,558 人	3,453 人

出典：厚生労働省「精神保健福祉資料」

(3) 新たな福祉課題への対応

少子高齢化の進展や家庭環境の変化、経済状況など、社会環境の変化に伴い発生している新たな福祉課題については、従来の福祉サービス単独では対応が難しい複合的な課題を抱えていることから、市町村はもとより、学校、福祉・医療機関、民間支援団体などと広く連携しながら、相談・支援体制の充実を図り、安心して暮らせる社会づくりを推進する。

① ケアラー・ヤングケアラーへの支援

家庭内の問題として潜在化しやすいケアラー・ヤングケアラーについて、周囲の大人や支援機関等が気づき、適切な支援につなぐことができるよう、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」に基づくケアラー支援推進計画を策定し、社会全体の認知度向上・理解促進や、相談・支援体制の連携強化を図る。

- ・ 電子リーフレットや啓発動画の活用により、児童生徒の学ぶ機会を確保
- ・ 市町村における相談窓口を明確化し、担当課一覧を県ホームページで公表（令和4(2022)年8月～）
- ・ 市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり、グループワークによるケーススタディ等を行う合同研修を開催

② ひきこもり者・家族への支援

いわゆる「8050 問題（※7）」等の対応も含め、県ひきこもり相談支援センターを中心に、県精神保健福祉センター、保健所、市町村、民間支援機関と連携して、ひきこもり者本人や家族に対する相談・支援体制の充実を図る。

- ・ 県ひきこもり相談支援センター及び保健所において相談に対応し、福祉サービスや医療機関につなぐ等の支援を実施
- ・ ひきこもりに対する理解促進を図るため、支援フォーラム等を開催
- ・ 県精神保健福祉センターにおいて、支援に携わる人材を育成するための研修を実施
- ・ 地域の社会福祉協議会やNPO法人等を対象とした居場所づくりの研修会を実施

※7 8050 問題：高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題

3 今後の対応・改善の方向

（1）支え合いの地域づくり

① 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、住民からの様々な相談に応じ、適切な支援へのつなぎ役として重要な役割を果たしていることから、この役割について広く県民に周知し理解促進を図ることにより、幅広い世代からの人材確保につなげていく。併せて、ICTの積極的な活用により業務の効率化を図り、仕事と民生委員活動が両立しやすい環境づくりを図っていく。

② ボランティア活動の活性化・災害ボランティア活動の推進

住民同士が支え合う共助の機能の維持・強化を図るため、ボランティアに関する積極的な情報発信や、県ボランティアセンターの活動の活性化により、ボランティアの育成・支援を図っていく。

特に、災害ボランティアについては、災害時に迅速な被災者支援を行えるよう、平時からのボランティアの確保や訓練などに取り組んでいく。

③ 福祉サービスの担い手の確保等

若年層から中高年齢層、シニア層、外国人材など、あらゆる層に裾野を拡げて安定的な福祉人材の確保に取り組むとともに、処遇改善や介護テクノロジーの活用を通じた職場環境の改善を推進することにより、福祉の仕事の魅力向上を図っていく。

（２）障害のある人も暮らしやすい社会づくり

障害者やその家族に、地域社会において安心して自分らしく暮らしていただけるよう、相談・支援体制をはじめとする福祉サービスの充実に取り組むとともに、就労機会の拡大やスポーツ・芸術文化活動の振興に取り組んでいく。

（３）新たな福祉課題への対応

少子高齢化の進展や家庭環境の変化、経済状況など、社会環境の変化に伴い発生している新たな福祉課題については、従来の福祉サービス単独では対応が難しい複合的な課題を抱えていることから、市町村はもとより、福祉、医療、教育、民間団体などの関係機関で広く連携しながら、相談・支援体制の充実に努めるとともに、迅速・適切な支援に取り組んでいく。